

総社市教育委員会告示第4号

総社市人材育成山本あすなろ基金奨学金給付要綱を次のとおり定める。

令和7年3月21日

総社市教育委員会教育長 久 山 延 司

総社市人材育成山本あすなろ基金奨学金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的理由により大学での修学が困難な者のうち、一定の学力を有するものに対し、総社市人材育成山本あすなろ基金を財源とし、予算の範囲内において、総社市人材育成山本あすなろ基金奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)の規定による大学(大学院及び短期大学を除く。)をいう。
- (2) 高等学校等 法の規定による高等学校及び中等教育学校をいう。
- (3) 奨学生 奨学金の給付を受ける者をいう。

(給付額等)

第3条 奨学金の給付額は、奨学生1人につき年額90万円とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月の総社市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日（以下「給付日」という。）に、それぞれ45万円を給付するものとする。

- (1) 前期分 4月又は5月
- (2) 後期分 9月

2 奨学金を給付する期間は、修学する大学の正規の修学年限とする。ただし、4年を限度とする。

3 奨学金の給付は、令和8年4月1日から令和19年4月1日までの間に大学に入学した者を対象に行うものとする。

(給付の要件)

第4条 奨学金の給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 奨学金の給付を申請する日（以下「申請日」という。）から起算して1年以上前から本市に住所を有し、かつ居住していること。
- (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める学業成績を収めていること。
 - ア 申請日において高等学校等に在学している者 高等学校3学年（中等教育学校にあつては後期課程3学年）1学期又は前期までの全履修科目について、5段階評価での平均評点が3.5以上
 - イ 申請日の属する年度の前年度以前に高等学校等を卒業しておらず、かつ、申請日において高等学校等に在学していない者 法第90条第1項の規定により、文部科学大臣が認定する試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格し、かつ、当該試験の評点が全てB以上
- (3) 奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の父、母又は養育者が、当該申請者に係る児童扶養手当を受給している者（以下「児童扶養手当受給者」という。）であること。
- (4) 申請日の属する年度において、申請者の属する世帯（申請者と児童扶養手当受給者とが別世帯である場合にあつては、当該児童扶養手当受給者の属する世帯を含む。以下同じ。）に市町村民税の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)を課される者がいないこと。
- (5) 申請日の属する年度の翌年度の4月において大学に在学していること。
- (6) 申請者の属する世帯の世帯員に市税等の滞納がないこと。

(申請手続)

第5条 申請者は、人材育成山本あすなろ基金奨学金給付申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 奨学生推薦調書及び高等学校等の成績証明書（前条第2号イに掲げる者にあつては、高等学校卒業程度認定試験の成績証明書）

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(奨学金の給付を決定する人数)

第6条 一の年度のうちに教育委員会が奨学生として奨学金の給付の内定を決定する人数は、3人を上限とする。

2 教育委員会は、一の年度における申請者の数が前項の上限を超える場合には、教育委員会が別に定める基準により、奨学生を選考するものとする。

(選考委員会による審査)

第7条 奨学生を選考に当たっては、奨学資金選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査に付するものとする。

(給付の内定)

第8条 教育委員会は、選考委員会の審査の結果に基づき、奨学金の給付の可否を決定し、奨学金給付内定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

(給付の決定)

第9条 前条の通知を受けた申請者（以下「給付内定者」という。）は、大学へ進学したときは、速やかに、その在学を証する書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の書類を受理したときは、奨学金の給付を決定するものとし、奨学金給付決定通知書により給付内定者及び当該給付内定者が在籍する大学にその旨を通知するものとする。

(給付の内定の効力)

第10条 給付内定者が大学に進学しなかったときは、奨学金の給付の内定は、その効力を失う。

(在学中の成績証明書の提出)

第11条 奨学生は、進級したときは、速やかに、前年度の成績証明書を教育委員会に提出しなければならない。

(留年等の届出等)

第12条 奨学生は、留年し、休学し、転学し、若しくは退学し、又は停学の処分を受けたときは、速やかに、事実を証する書類を添付して、その旨を教育委員会に届け出なければならない。進級し、又は復学したときも、同様とする。

(給付の停止)

第13条 教育委員会は、奨学生が留年し、若しくは休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該留年、休学又は停学の始まる日以後最初に到来する給付日から、当該奨学生が進級し、又は復学した日以後最初に到来する給付日の前日までの間、奨学金の給付を停止するものとする。

2 奨学金は、転学し、又は退学したときは、教育委員会が正当な理由があると認めた場合を除き、第3条第1項各号に掲げる区分に応じ、未修了の期分の奨学金を直ちに返還しなければならない。ただし、その期分の末日で転学し、又は退学した場合は、この限りでない。

(給付の再開)

第14条 教育委員会は、前条第1項の規定による奨学金の給付の停止を受けた奨学生が進級し、又は復学したときは、当該奨学生が進級し、又は復学した日以後最初に到来する給付日から、奨学金の給付を再開するものとする。

(給付の取消し)

第15条 教育委員会は、奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の給付の決定を取り消すものとする。

(1) 給付の辞退の申出があったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、奨学金の給付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、奨学生として不適当と認められる事実があったとき。

2 前項の規定により奨学金の給付の決定を取り消された者は、既に給付を受けた奨学金の全部又は一部を直ちに返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。